時事新報代金の早達便

本社は時事新報代金送達の便を謀り内國通運會社と特約を結びたるに就き左記の地方より御拂入れの新報代金は同會社の貨幣早達便に御依托相成候得ば特別に左表の運賃より二割を引き且つ無配達賃にて送達可致候現行の郵便小爲替法にては三圓以下の金員を送達するに爲替料三錢郵劵料二錢、書留料六錢都合十一錢を要する事なれ共今此の貨幣早達便に依れば五圓以下は只四錢の運賃のみにて送達し若し送金通知書を發する場合には右の運賃に端書一葉の代金一錢を加へ悉皆の費用五錢にて事足るべきに付新報代價の拂入には最も便利なる法と存候

時事新報社

内國通運會社貨幣早達便取扱箇所

（追々箇所增設の筈）

東京佐内町　尾張名古屋　上野前橋　信濃上田　陸前仙臺　渡嶋函館　讃岐丸龜　下野足利　相模藤澤　武藏橫濱

尾張熱田　下野宇都宮　信濃長野　岩代郡山　陸中盛岡　近江大津　備前岡山　長門赤間關　相模小田原　駿河靜岡

甲斐甲府　遠江掛川　三河岡崎　攝津大阪　加賀金澤　下野栃木　常陸水戸　岩代福嶋　越後新潟　陸奥青森

越前敦賀　山城京都　上野高崎　下總千葉　岩代若松　越後直江津　羽前山形　石狩札幌　美濃岐阜

（右の内靜岡、甲府、掛川、岡崎の四箇所は十一月一日より增設したるものなり）

内國通運會社貨幣早達便運賃表

（時事新報代金は此表より二割引を以て送達すべし）

價金高	
五圓未滿	遠近に拘はらず運賃金五錢
同　十圓迄	同　七錢
同　十五圓迄	同　十錢
同　二十圓迄	同　十三錢
同　廿五圓迄	同　十六錢
同　五十圓迄	同　二十錢

又此早達便に托したる金員不着の節は内國通運會社之を辨償して送出人に損毛を掛けざる定めなり

時事新報

國會の準備（昨日の續き）

高橋義雄

凡そ何れの政體にても其政治の時世に適して執行の極めて滑かに基本の極めて堅固なるは其政治社會の組織、時の學問商賣宗教其他凡百の諸制度と恰も結構を同ふして相助け相長ずるが故にして其例證を得んとすれば必ずしも遠く前古を引かず手近く徳川封建の治蹟を見て其一斑を知る可きあり抑も古來の政體史に於て所謂封建政治なるものは文明國を支配するの政體に非ざると固より言を俟ざれ共古今各國の歷史に就て封建政治其物の成蹟を調査するに徳川時代の封建政治は殆んど集大成とも申す可き者にして其治蹟の彼れが如く完全なりしものは世界に例なしと云ふも可ならん其次第は樣々ある中にも徳川時代には商賣學問宗教等政治社會と其組織の精神を同ふする者多く政治社會に君臣主從の關係あれば學問社會には師弟の關係、商賣社會には主人と年季奉公人の關係あり政治社會に諸侯士大夫其職を世襲するの習あれば宗教社會にも亦世襲法脈の仕組ある等當時封建の精神は社會の各部分に透徹し何れの部分を切斷して之を幾個に細分するも孰れも封建主義の結晶物にして之を集めて一社會を組成したるもの即ち徳川の治世なるが故に當時其政治の堅固にして封建政治の好模本と爲りたるは決して偶然に非ざるなり左れば今我國にて國會を開設し立憲政體の端緒を開かんとするに當り世上の識者若し彼の徳川封建の時世を回顧して又英國の現狀を熟視して政治と學問商賣等と社會上果して如何なる關係を有するやを吟味したらば今日我人大體の急務は果して何の邊にあるや自から明かなる可き[illegible]して[illegible]上[illegible]國會の組織[illegible]らよ[illegible]商賣等の[illegible]も同樣の思想[illegible]吹き込み[illegible]商賣上も學問上も國の働を一處に總めて政治上の國會と相輔翼せざる可らざるは事の順序に於て然る可き筈なれども今日日本の社會面を見渡して果して其邊の用意あるを發見す可きや學問社會に國の學者を代表するの聯合ありて商賣社會に全國商人の意見を示すの集會ありや況んや工業をや況んや宗敎をや尚況んや此等諸社會の細部分をや頭足其運動を異にし腹背其氣脈を通ぜずして水に漂ふ海月の如く自から其全體の方向を制する能はざるの觀あるに非ずや窃に案ずるに我日本國にては維新以來既に破壞の時代を過ぎて封建の舊物を破壞したれども其破壞したる小團塊は今尚世上に散亂して元の儘に其形を存するもの甚だ多く況して無形の氣風に於ては舊來依然たる向きも少なからず學者或は世俗に遠かりて商人或は其位地を守らず坊主或は嚴護法城の大義を忘れて政治家或は其獨を愼むに懶く是より以下凡俗の流に至りては一國民として其任の重大なるを知らざる者さへあり概して之を評するときは滔々たる天下の人民自尊獨立の一義を存せざるの憾なきを得ず近頃當國にて發兌しつゝあるアート　ジョルナル（美術雜誌）の繪畵を閲したるに日本の風習に關する一節に至り左の如き漫畵あるを見たり

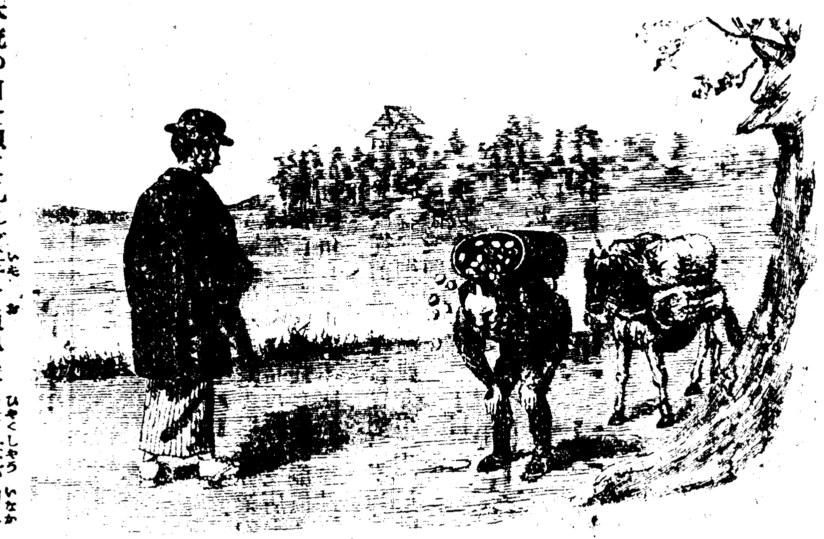

日本流の目を以て見れば芋を負ひたる百姓が田舍の小役人に恐縮して負ひたる芋が頭上よりして落つるなどの趣は誠に尋常なる可しと雖ども西洋立憲政治國の實際に於ては國會議員が選擧區民の人望を收めんとして其機嫌を伺ふことよそあれ投票權を持ちたる人民の方が却て平身低頭して唯命是れ從ふの場合などは極めて稀有の事なる可し固より一場の漫畵なれども近々國會政治の下に立て投票權を握んとする人民中に尚幾分か畵中の趣を存するが如きは識者の深く患ふ可き所に非ずや前條既に陳述する如く政治は社會重要の部分にして今其組織を變化すれば之と同時に其他社會全體の組織をも變改して恰も同性質の者と爲し各々共働を一にすると肝要ありとすれば彼の封建舊物を破壞したる儘の固塊を取て之を文明國會風の元素に加味し夫れで新日本を構成して果して堅固なる結合體を得べきや余の疑なき能はざる所なり左れば今日國會開設に際會せんとするの人民は古今未曾有の多事にして政治家が其政治國會の用意に奔走す可きは勿論、學者は鞍馬山上の獨棲を辭して時に人間俗世界に近寄り其全體の意見を示すが爲めには自から其社會の聯合を作り又商人も眼界を廣めて商賣社會全體の利害を思慮し共働を勉むるが爲めには全國其氣脈を通じて一致結合其向きの國會を起し其他農業なり工業なり或は又宗敎なり各自其社會を重んじて其獨立を謀らざる可らず蓋し人間の意見議論は之を唱ふる人數に因りて其勢力を增すものなれば從來我日本國にて商賣學問等を始め其社會の獨立を保つこと能はざりしは各自聯合の力に乏しく世上に向て其獨立の氣勢を張ること能はざりしが故なる可し左れば今政治上に國會を開設するの時運に會したるを幸ひ學者も商人も農工業家も夫れ〳〵其國會を起して政治上の國會と相對して事を爲すは立憲政治國に欠く可らざるの事業ならん即ち今日の日本に於て世人の眼中には前途唯一の政治國會を映するのみなれども余の眼中には數個の國會を映せり、世人が所謂國會の準備とは唯一の政治國會に應ずるの準備なれども余は數個の國會に對して其準備の急あるを感ぜり、言を寄す世上各業の人、漫に政治上の一國會に注目して自家國會の準備を怠る勿れ、是れ余が敢て今日の同胞諸氏に希望する所あり

（完）

官報

○大藏省告示第百四十二號

證書額面六萬二千三百圓

内

六分利付金祿公債證書額面三萬九千八百二十圓

七分利付金祿公債證書額面二萬二千四百三十圓

十五年發行金札引換公債證書額面五十圓

右ハ二十年（三月）大藏省告示第二十九號ニ據リ二十年三月ヨリ二十一年十月マテ日本銀行ニ於テ整理公債證書ト引換タリ

明治廿一年十一月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第百四十三號

二十年發行整理公債證書額面四萬二千六百五十圓

内

二百三十圓　大藏省告示第二十九號ニ據リ引換ノ分

四萬二千四百二十圓　當鏹償還元金代リトシテ發行ノ分

二十一年發行整理公債證書額面二百六十七萬五百五十圓

内

六萬二千七十圓　大藏省告示第二十九號ニ據リ引換ノ分

二百六十萬八千四百八十圓　當鏹元金代リトシテ發行ノ分

右ハ二十年三月ヨリ本年十月マテ債主ノ請求セシモノニ對シ發行セリ

明治廿一年十一月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

○日本郵船會社命令書改正　日本郵船會社へ下付せる命令書第八條第十三項を左の如く增補更正する旨遞信大臣より同社に達せり（遞信省）

小樽增毛間へ（三月中旬ヨリ十一月中旬マテ）一月五回（十一月中旬ヨリ翌年三月中旬マテ）一月三回禮文利尻宗谷ノ三郡並苫前郡ノ内燒尻へ（四月ヨリ十月マテ）一月二回

○外國人來住に關する布告　去月四日刊行の佛國官報は外國人來住に關する内閣議長兼内務卿の上申書並に大統領の布告を發表せり左に之を摘譯す

内閣議長兼内務卿ノ上申書

統計書ヲ案スルニ外國人ノ佛國ニ居住スル者ハ既ニ夥多ナルカ上ニ仍ホ日一日ヨリ多キヲ加ヘ更ニ底止スル所ヲ知ラサルハ昭々タル事實ナリトス鄙見ヲ以テスルニ此事タル特ニ政府ノ注意ヲ加フヘキモノナルカ如シ且ツ大抵諸國ニ於テ是マテ實行シ來リタル前例ニ做スレハ行政團ニ於テ我國ノ版圖内ニ外國人若クハ其家族ノ來住スル所以ノ形跡ヲ詳ニスルハ固ヨリ其所ナリト思考ス依テ余ハ今左ノ布告ニ閣下ノ署名アランコトヲ請フ抑々此布告ハ既ニ

ントスル外國人ニシ

ニ關スル屆書ニ證據

ニ差出サシムルモノ

ニ付キ異論ヲ生スル

ル所ノ法式ニ據レハ

レハナリ加之新規則

住セントスル所ノ者

限リ之ヲ適用スルモ

我版圖内ニ一時通行

ス閣下若シ以上陳ス

リト認メハ冀ハクハ

ミテ具申ス

大統領ノ布告

佛蘭西共和國大統領

爰ニ左ノ條々ヲ布告

第一條　凡ソ居住

ニ居住セント欲ス

ニ其居住セント

（一）其姓名並ニ

其生地並ニ其出

（五）其職業若ク

攜帶スルトキハ

前記ノ外國人ハ其

チ差出スチ要ス

之チ取寄スルタメ

與フルヲ得

第二條　屆書ハ巴里

ロートヌ州長ニ差出

第三條　外國人轉居

市邑長ニ屆書ヲ差

第四條　現今佛國

サル外國人ハ前

月ノ猶豫ヲ與フ

第五條　現布告ニ

罪ヲ以テ之ヲ罰

日ノ法律第七條

適用スルハ此限

第六條　内閣議長

千八百八十八年

カルノー

奉命　内

雜報

○獨逸の間諜處刑

佞邏の模樣を寫し

たりとの嫌疑を受

逸人は去月二十六

せられたりと巴里

○支那人拒絕の困難

日支那人禁止條例

國境と大平大西兩

は一切入るを許さ

境より入込むもの

よあらず其故如何

ゾとメキシコ國ボ

兩都會よして雙方

るに條例發布前は

る事あれば發布後

は聊々便なき業た

置く時は一旦メキ

那人と混じ際限あ

ルパソの税關吏は

止條例を發布して

め一時障用ありて

を讓する頃は既

●●男女生徒募集　通學生二十名限リ無束脩
英國人フランクデニング氏夫婦英語ヲ擔當シ●イーストレーキ氏
本館外國人ハ本館雇ヽ去十五日解約セリ自
●後　[illegible]決臨ヲ告ゲ皆築

成立學舍男子部生徒募集
本舍第二學期試驗
本月下旬終了ニ付各級ヘ入學許ス且ツ來月始メヨリ開ニ

迂生義都合ニ依リ芝區神明町二十一番地ヘ轉居ス此段辱知諸君ニ報ス
上村小太郎

大坂の御
御宿料定價一金三錢三金七十五錢四
御子ども